

2021年1月29日(金)

「未利用口座管理手数料」および 「当座預金口座開設手数料」の新設について

- ・ 長期間利用されていない口座のご利用促進、および不正利用されることによるお客さまの被害防止を目的として、2021年4月1日(木)以降に開設される普通預金口座を対象に「未利用口座管理手数料」を新設し、あわせて、対象口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、自動解約となる取り扱いを開始します。
- ・ 2021年4月1日(木)以降に開設される当座預金口座を対象に「当座預金口座開設手数料」を新設します。

株式会社トマト銀行(取締役社長 高木 晶悟)は、2021年4月1日(木)以降に開設される普通預金口座を対象に「未利用口座管理手数料」を新設します。あわせて、対象口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、自動解約となる取り扱いを開始します。

また、2021年4月1日(木)以降に開設される当座預金口座を対象に「当座預金口座開設手数料」を新設しますので、お知らせいたします。

当社では、今後もお客さまへのサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 未利用口座管理手数料

目 的	長期間利用されていない口座のご利用促進、および不正利用されることによるお客さまの被害防止を目的としております。 お客さまに口座管理にかかる費用をご負担いただくことで、お客さまへのサービスの維持・向上に取り組んでまいります。
適用対象	2021年4月1日(木)以降に開設された普通預金口座(総合口座預金を含みます)
未利用口座となる口座	最後のお預け入れ(当該普通預金のお利息入金を除きます)または払い戻し(本手数料の引き落としを除きます)から2年以上、お預け入れまたは払い戻しが無い口座が本手数料の対象となります。 ただし、次の口座は対象となりません。 ・当該口座の残高が1万円以上ある場合 ・同一支店で預り資産(定期性預金、外貨預金、投資信託、保険、国債等)残高が1円以上ある場合 ・同一支店でお借り入れがある場合 ・教育資金贈与預金専用口座、遺言代用信託・暦年贈与型信託の振込指定口座

未利用口座に対する 取り扱い	(1) 本手数料の対象となったお客さまには、お届けのご住所に「お知らせ」をお送りします。 (2) 「お知らせ」の発送後、一定期間(約3ヵ月)を経過しても、お取引がない場合、当該口座から本手数料を引き落としさせていただきます。 (3) 残高不足により本手数料の引き落としができなかった場合、残高全額を引き落とし、当該口座を自動的に解約させていただきます。
未利用口座 管理手数料	年間1,320円(税込)
その他	(1) 2021年3月31日(水)までに開設された普通預金口座は、「未利用口座」の対象外ですので、本手数料のご負担はありません。 (2) 本手数料は2021年4月1日(木)以降に開設され、2年以上お取引のない「未利用口座」が対象ですので、日頃、お預け入れやお引き出し、口座振替等をご利用いただいている口座が対象となることはありません。

2 当座預金口座開設手数料

目 的	お客さまに当座預金口座開設にかかる費用をご負担いただくことで、お客さまへのサービスの維持・向上に取り組んでまいります。
適用対象	2021年4月1日(木)以降に開設されたすべての当座預金口座
当座預金口座 開設手数料	11,000円(税込)

以 上

本件に関するお問い合わせ先	営業統括部	土田	TEL 086-800-1810
報道関係のお問い合わせ先	経営企画部(広報担当)	光實 ^{みつざね} ・俣野	TEL 086-221-1145